

会 発 0 9 0 2 第 1 号
令 和 8 年 9 月 2 日

各 都 道 府 県 知 事
各 政 令 指 定 都 市 市 長
各 中 核 市 市 長

} 殿

厚生労働省大臣官房会計課長
(公 印 省 略)

令和8年熊本地震による災害に係る
「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」の取扱いについて（通知）

このことについて、「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年6月21日付会発第0621号第1号）」により行っているところであるが、令和8年熊本地震による災害により甚大な被害が発生した状況に鑑み、被災施設の早期復旧を図るため、厚生労働省所管の補助施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、令和8年熊本地震による災害に限り、別紙のとおり取り扱うこととしたので通知する。

**令和 8 年熊本地震による災害に係る
厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて**

第 1 趣旨

令和 8 年熊本地震による災害に係る「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和 6 年 6 月 21 日付会発第 0621 号第 1 号 以下「調査要領」という。）」の取扱いについては、以下によるものとする。

第 2 単価及び歩掛りの取扱い

調査要領第 10 第 1 項の取扱いについて、令和 8 年度の官庁建物等災害復旧費実地調査の新（改）築単価は、令和 8 年 3 月 27 日付財計第 1754 号により通知されているが、当該通知の 2. において「1. により難しい場合には現地適正単価によるものとし、現地適正単価における諸経費については、15%の範囲内で計上できるものとする。」とされており、個別ケース毎に判断し現地適正単価を適用して差し支えない。

調査要領第 10 第 2 項の取扱いについて、現地の被災状況に鑑み、これにより難しい場合は、現地適正単価によることができるものとする。

なお、現地適正単価とは、複数業者（最低でも 2 者以上）から見積書を徴取し、その中で比較検証し最も安価な金額をいう。

ただし、以下の場合については、理由書の提出を行い、自治体の了承のもと 1 者見積もりでも協議可能とする。

- ・被災により地域に見積もりができる事業者が 1 者しかない場合
- ・地域に見積もりができる事業者が 2 者以上あるが、被災を受けて見積もりを必要としている病院、福祉施設等が多いなどにより、見積書の提出に相当な時間を要することが見込まれる場合

第 3 被害写真の取扱い

「被害写真」については、被害の詳細について撮影・記録を要するが、現地の被災状況等を踏まえ、以下により必要最小限の添付とすることができる。

（ア）現地調査（机上調査でないもの）を実施するものについては、被害の概略が確認できる写真の添付を求めることとする。

（イ）机上調査を実施するものは、以下の内容の被害状況写真の添付を求めることとする。

- ・建物（新築復旧）
被害の主な箇所が確認できる写真
- ・建物補修復旧、建物以外の工作物、土地
被害が確認できる写真（例えば、被害の状況が確認できる各居室等の全景写真）
- ・設備
備品台帳と突き合わせをして被害の確認ができる写真
ただし、備品台帳に登載されていないものであっても、被災直近に取得した備品で、購入伝票、領収書等の証拠書類により当該施設の所有であることが明らかな場合に限り調査の対象とすることができる。

以上